

財政福祉委員会資料

平成30年3月12日

財 政 関 係

目 次

	頁
1 個人市民税の納税義務者数等の推移	1
2 個人市民税の減税額階層別納税義務者数等	2
3 法人市民税の減税額階層別納税義務者数等	3
4 法人市民税の減税額上位10社	4
5 市税事務所別差押件数の推移	5
6 市税事務所別徴収の猶予等の適用人数の推移	6
7 市税に係る延滞金の概要	7
8 法人市民税減税の組み替えによる影響額	8
9 市民税5%減税の主な検証結果について	9
10 企業寄附促進特例税制の概要	11
11 法人からの寄附金額及び法人市民税減税額の推移	12
12 土地売払いの状況	13
13 アセットマネジメント基金の設置に係る財源内訳	14
14 平成27年度以降に設置した基金の状況	15
15 財政調整基金の取崩しの状況	16
16 性質別経費の推移（一般会計）	17
17 自主財源比率の推移	18
18 ささしま市税事務所移転整備の検討内容	19

19	市税事務所及び出張所の賃借料等	20
20	公契約条例の他自治体の状況	21
21	工事請負契約における1者入札の状況の推移	22
22	談合等が認定された事業者等への対応	23

1 個人市民税の納税義務者数等の推移

(単位：人)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
推 計 人 口 ①		2,297,699	2,307,307
個人市民税	納 税 義 務 者 数	1,128,007	1,145,288
	控 除 対 象 配 偶 者 数	256,159	253,645
	扶 養 控 除 の 対 象 者 数	436,766	436,499
	小 計 ②	1,820,932	1,835,432
差 引 (① - ②)		476,767	471,875

(注) 1 推計人口は、国勢調査結果を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口などの異動数を加減して推計したものであり、各年度の賦課期日(1月1日)時点の人数である。

2 扶養控除の対象者数には、16歳未満の扶養親族を含む。

2 個人市民税の減税額階層別納税義務者数等

区 分	納 税 義務者数 (人)	構 成 比 (%)	減税額 (百万円)	構 成 比 (%)
200円以下	58,801	5.1 (5.1)	12	0.1 (0.1)
200円超 1,000円以下	90,424	7.9 (13.0)	57	0.7 (0.8)
1,000円超 5,000円以下	454,892	39.7 (52.7)	1,374	15.9 (16.7)
5,000円超 1万円以下	316,166	27.6 (80.3)	2,264	26.1 (42.8)
1万円超 2万円以下	163,043	14.3 (94.6)	2,213	25.6 (68.4)
2万円超 5万円以下	50,117	4.4 (99.0)	1,455	16.8 (85.2)
5万円超 10万円以下	8,387	0.7 (99.7)	565	6.5 (91.7)
10万円超 20万円以下	2,514	0.2 (99.9)	338	3.9 (95.6)
20万円超 50万円以下	793	0.1 (100)	227	2.6 (98.2)
50万円超	151	0.0 (100)	157	1.8 (100)
合 計	1,145,288	100	8,662	100

(注) 1 平成29年度(見込)である。
2 ()書きは累計である。

3 法人市民税の減税額階層別納税義務者数等

区 分	納 税 義務者数 (社)	構 成 比 (%)	減 税 額 (百万円)	構 成 比 (%)
2,500円以下	46,319	52.0 (52.0)	111	3.3 (3.3)
2,500円超 5万円以下	36,765	41.3 (93.3)	415	12.4 (15.7)
5万円超 10万円以下	2,477	2.8 (96.1)	183	5.5 (21.2)
10万円超 20万円以下	1,500	1.7 (97.8)	223	6.7 (27.9)
20万円超 50万円以下	1,191	1.3 (99.1)	385	11.5 (39.4)
50万円超 100万円以下	440	0.5 (99.6)	320	9.6 (49.0)
100万円超 500万円以下	326	0.4 (100)	684	20.5 (69.5)
500万円超	54	0.0 (100)	1,020	30.5 (100)
合 計	89,072	100	3,341	100

(注) 1 平成28年度(決算)である。

2 () 書きは累計である。

4 法人市民税の減税額上位10社

(単位：百万円)

順位	業種	減税額
1	運輸通信業	139
2	製造業	78
3	金融業	73
4	公益事業	56
5	公益事業	53
6	運輸通信業	50
7	製造業	23
8	金融業	23
9	運輸通信業	22
10	不動産業	21

(注) 平成28年度(決算)である。

5 市税事務所別差押件数の推移

(単位：件)

区分	管轄区	差押財産	平成28年度	平成29年度
栄 市税事務所	東北山区 守山区	債権	1,949	2,454
		不動産	122	152
		その他	23	18
		小計	2,094	2,624
上出張 社所	千種区 名東区	債権	1,516	1,795
		不動産	87	63
		その他	10	9
		小計	1,613	1,867
ささしま 市税事務所	西中村区 中川区	債権	1,731	1,727
		不動産	245	237
		その他	26	22
		小計	2,002	1,986
東海通 出張所	港区	債権	1,170	940
		不動産	94	67
		その他	-	-
		小計	1,264	1,007
金山市 税事務所	昭和区 瑞穂区 熱田区 南区	債権	1,974	1,993
		不動産	83	116
		その他	3	1
		小計	2,060	2,110
野出張 並所	緑天白区	債権	1,540	1,157
		不動産	87	99
		その他	5	9
		小計	1,632	1,265
合	計		10,665	10,859

- (注) 1 各年度6月1日から翌年1月31日までの期間で集計した件数である。
2 各出張所では市外在住者についても所管している。

6 市税事務所別徴収の猶予等の適用人数の推移

(単位：人)

区分	管轄区	猶予の種類	平成28年度	平成29年度
栄市税事務所	東北区 中川区 守山区	徴収の猶予	2	4
		換価の猶予	41	61
		分割納付	1,617	1,494
		小計	1,660	1,559
上出張所	千種区 名東区	徴収の猶予	-	-
		換価の猶予	83	101
		分割納付	1,017	877
		小計	1,100	978
ささしま市税事務所	西区 中川区 中川区	徴収の猶予	-	4
		換価の猶予	211	141
		分割納付	1,779	1,454
		小計	1,990	1,599
東海通所	港区	徴収の猶予	1	1
		換価の猶予	42	84
		分割納付	504	562
		小計	547	647
金山市税事務所	昭和区 瑞穂区 熱田区 南区	徴収の猶予	1	-
		換価の猶予	105	199
		分割納付	682	686
		小計	788	885
野出並所	緑区 天白区	徴収の猶予	-	-
		換価の猶予	87	83
		分割納付	1,042	960
		小計	1,129	1,043
合	計		7,214	6,711

- (注) 1 各年度1月末現在における人数である。
 2 分割納付は、地方税法に規定する徴収の猶予及び換価の猶予以外に分割納付を認めているものである。
 3 各出張所では市外在住者についても所管している。

7 市税に係る延滞金の概要

(1) 延滞金の趣旨

地方税が本来の納期限経過後に納付又は納入された場合において、納期内納税者との負担の公平を図り、納期内納付を促進する趣旨により徴収するもの。

納付すべき税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金の割合を乗じて計算する。

(2) 延滞金の割合

区 分	算 出 方 法	平 成 29 年	平 成 30 年
延 滞 金	特例基準割合 +7.3%	9.0%	8.9%
1か月以内の期間	特例基準割合 +1%	2.7%	2.6%

(注) 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により前年に告示される貸出約定平均金利に1%の割合を加算した割合で、平成29年は1.7%、平成30年は1.6%である。

貸出約定平均金利とは、国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月から前年9月における平均値である。

(3) 予算額の推移

(単位：百万円)

区 分	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度
予 算 額	250	250

8 法人市民税減税の組み替えによる影響額

(単位：億円)

区 分	影 響 額	重点政策の財源	
		企業寄附促進 特例税制の財源	
平成31年度	13	6.5	6.5
平成32年度	29	14.5	14.5
平成33年度	25	7.5	17.5
平成34年度	25	-	25

- (注) 1 金額は、平成30年度予算ベースである。
 2 平成31年度の影響額は、法人市民税の5%相当額の34億円から減税額21億円を差し引いた金額である。
 3 平成32年度から平成34年度までの影響額は、平成28年度税制改正（法人税割の税率の引下げ）の影響（平成32年度：△5億円、平成33年度：△9億円、平成34年度：△9億円）を考慮した後の金額である。

9 市民税5%減税の主な検証結果について

市民税5%減税の目的である「市民生活の支援」、「地域経済の活性化」及び「将来の地域経済の発展」という観点からアンケート調査や計量モデルによるシミュレーション分析の結果を整理すると、以下のとおりである。

(1) 市民生活の支援

個人に対するアンケート調査の結果、減税相当額の使途について、回答者の5割以上が「日常の生活費」と回答しており、「旅行・レジャー、外食など日常の生活費以外」と回答した者は5%以下であるため、一定程度、「市民生活の支援」に寄与したのではないかと考えられる。

なお、自由意見の中には、「減税されることは助かります。集めた市民税をむだなくいいお金の使い方をしてほしいと思います。」「所得が低い人の5%はほとんど意味がないように思われます。」「日常生活にて実感することが少ないので、評価が難しい。」などの意見があった。

(2) 地域経済の活性化及び将来の地域経済の発展

ア 法人に対するアンケート調査の結果、減税相当額の使途について、5割以上の法人が「経常的な経費」と回答している一方、「従業員等の給与増や雇用の拡大」や将来的な投資の原資となる「内部留保」と回答した法人は3割以下となっていることから、市民税5%減税は、企業活動を下支えする要素の一つにはなっているものの、新たな投資や雇用の拡大に対するインセンティブとしては、十分機能しているとは言えないと考えられる。

イ 計量モデルによるシミュレーション分析の結果、市民税5%減税を実施しなかったと仮定した場合における10年間の市内総生産（名目）や民間最終消費支出（名目）、企業所得の伸び率は、今回は政府支出に減税相当額に加え、一定の仮定を置いた前提のもとで国庫支出金等を上乘せしたことにより、市民税5%減税を継続して実施した場合における伸び率をいずれも上回る結果となったが、市民税5%減税にも可処分所得や人口の増加などによる一定の経済効果が認められており、市内総生産の伸び率を例に見れば、その差は10年間で0.31%程度、年平均では0.03%程度であった。

なお、市民税5%減税を継続して実施した場合と、市民税5%減税を実施しなかったと仮定し、減税相当額のみを政府支出に上乗せした場合の比較では、減税を実施した場合における10年間の市内総生産（名目）や民間最終消費支出（名目）、企業所得の伸び率が、減税を実施しなかったと仮定した場合における伸び率をいずれも上回っており、市内総生産（名目）の伸び率を例に見れば、その差は10年間で1.35%程度、年平均では0.13%程度であった。

10 企業寄附促進特例税制の概要

(1) 対象の寄附金

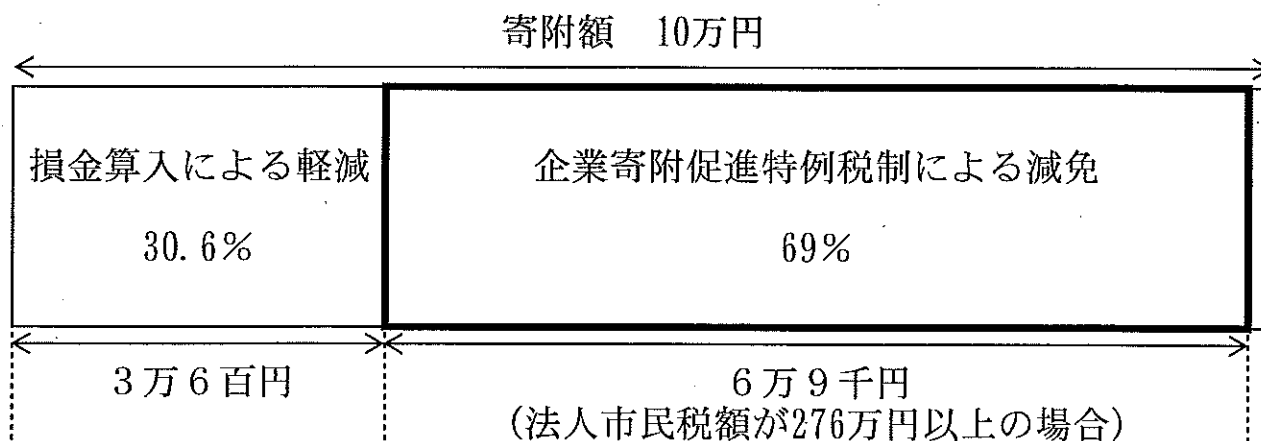
名古屋市、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、市が指定する社会福祉法人や特定非営利活動法人などに対する寄附金

(注) 合計5千円以上の寄附金が対象である。

(2) 減免額

寄附額の69%に相当する額（上限：法人市民税額の2.5%に相当する額）

(参考) 10万円を寄附した場合のモデルケース



- (注) 1 損金算入による軽減は、法人税法に基づく寄附金の損金算入措置による国税及び地方税の負担軽減分の合計である。
2 30.6%は、名古屋市における平成30年度以後の法人実効税率である。

(3) 適用

平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に終了する事業年度

11 法人からの寄附金額及び法人市民税減税額の推移

(単位：千円)

区 分	会 計 別 寄 附 金 額				減 税 額
	一 般	(参考) 特 別	(参考) 企 業	計	
平成20年度	1,640,363	—	100,000	1,740,363	—
平成21年度	323,154	—	300,048	623,202	—
平成22年度	281,893	—	100	281,993	2,558,445
平成23年度	187,540	—	—	187,540	3,847,020
平成24年度	155,790	—	—	155,790	1,436,431
平成25年度	162,231	—	—	162,231	3,190,654
平成26年度	200,404	—	10,050	210,454	3,668,677
平成27年度	236,495	—	10,050	246,545	3,547,816
平成28年度	128,680	—	10,100	138,780	3,340,760
計	3,316,550	—	430,348	3,746,898	21,589,803

平成29年度 (補正後予算)	290,676	218,000	27,500	536,176	3,180,000
平成30年度 (当初予算)	295,140	200,000	17,000	512,140	3,382,000

(注) 平成28年度までは決算額。平成29年度及び平成30年度の寄附金額は個人・法人の区別がないため予算計上額。

12 土地売払いの状況

(1) 平成29年度売出件数

15件

(2) 売却件数

区 分	入札による売却	先着順による売却	合 計
件 数	6件	2件	8件

(3) 売却できなかつた物件の状況

(単位：m²)

所 在 地	地 積	状 況
中村区岩塚町	1, 147. 00	接道幅員狭小、不整形地
港区船頭場三丁目	564. 41	接道幅員狭小、不整形地
南区元鳴尾町	531. 55	接道幅員狭小、日照・騒音
守山区大字下志段味	2, 759. 27	建築制限（建ぺい率・容積率）、 傾斜地、現況山林
守山区大字下志段味	3, 753. 58	建築制限（建ぺい率・容積率）、 規模過大
緑区滝ノ水二丁目	240. 13	建築制限（地区計画）
知多郡武豊町	205, 033. 61	市街化調整区域、規模過大、 傾斜地、一部現況山林

(注) 平成30年2月末現在の状況である。

13 アセットマネジメント基金の設置に係る 財源内訳

(単位：千円)

区 分	金 額	内 容
財産売払収入	103,970	正色第二保育園土地売払代 78,970 旧江西小学校建物売払代 25,000
財産貸付収入	26,664	旧亀島小学校土地貸付料 6,864 旧江西小学校土地貸付料 19,800
基金会計繰入金	2,000,000	財政調整基金
合 計	2,130,634	

14 平成27年度以降に設置した基金の状況

区 分	設置年度	設 置 目 的	主 な 財 源
震 災 対 策 基 金 事 業 基 金	平成27年度	震災対策事業の計画的な推進を図るため	寄附金及び 財政調整基金
区まちづくり 基 金	平成28年度	区の特性に応じたまちづくりの推進を図る資金に充てるため	寄附金
名古屋城天守閣 積 立 基 金	平成29年度	名古屋城天守閣を復元する資金に充てるため	寄附金
子 ども ・ 親 総 合 支 援 基 金	平成30年度	子ども・親総合支援の推進を図るため	財政調整基金
アセットマネジ メ ン ト 基 金	平成30年度	アセットマネジメントの推進を図るため	財産収入及び 財政調整基金

15 財政調整基金の取崩しの状況

(単位：千円)

区 分	金 額	充 当 事 業
平成 26 年度	16,212	空家等対策の推進、国土強靱化 地域計画の策定準備
平成 27 年度	4,500,000	震災対策事業基金の設置
平成 28 年度	76	名古屋城天守閣事業資金の貸付
平成 29 年度	150,968	名古屋城天守閣事業資金の貸付 など
平成 30 年度	5,000,000	アセットマネジメント基金の設 置、子ども・親総合支援基金の 設置

(注) 平成28年度までは決算額、平成29年度は見込額、平成30年度は予算額を掲げた。

16 性質別経費の推移（一般会計）

（単位：百万円、％）

区 分	平成 29 年 度			平成 30 年 度		
	当初予算額	伸 率	構成比	当初予算額	伸 率	構成比
義務的経費	690,282	15.6	58.9	700,802	1.5	58.0
人件費	262,777	58.1	22.4	264,356	0.6	21.9
扶助費	298,828	△ 0.1	25.5	308,292	3.2	25.5
公債費	128,677	△ 2.4	11.0	128,154	△ 0.4	10.6
投資的経費	90,236	△ 6.0	7.7	117,894	30.6	9.7
その他	390,670	△ 0.5	33.4	391,042	0.1	32.3
物件費	93,681	△ 0.3	8.0	95,390	1.8	7.9
維持補修費	23,446	3.2	2.0	24,074	2.7	2.0
合 計	1,171,188	7.9	100	1,209,738	3.3	100

17 自主財源比率の推移

(単位：千円、%)

年 度	自主財源		依存財源		計
	当 初 予 算 額	割 合	当 初 予 算 額	割 合	
平成20	711,731,163	72.4	271,972,837	27.6	983,704,000
21	700,038,120	70.7	290,764,880	29.3	990,803,000
22	683,215,784	66.0	351,266,958	34.0	1,034,482,742
23	692,396,485	65.9	357,517,890	34.1	1,049,914,375
24	681,566,458	66.3	347,210,542	33.7	1,028,777,000
25	693,313,868	67.6	332,595,132	32.4	1,025,909,000
26	692,168,957	65.5	365,270,378	34.5	1,057,439,335
27	694,711,161	64.8	377,544,839	35.2	1,072,256,000
28	700,203,830	64.5	385,397,170	35.5	1,085,601,000
29	702,833,758	60.0	468,354,242	40.0	1,171,188,000
	〔うち市税〕		〔うち県民税所得割 臨時交付金〕		
	511,062,000	43.6	54,431,000	4.6	
30	770,289,505	63.7	439,448,495	36.3	1,209,738,000
	〔うち市税〕		〔うち県民税所得割 臨時交付金〕		
	569,044,000	47.0	6,790,000	0.6	

- ・ 自主財源：市税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
- ・ 依存財源：地方譲与税、県税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、市債

18 ささしま市税事務所移転整備の検討内容

区 分	内 容
立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する市西部エリア（西区、中村区、中川区、港区）における交通利便性を現行と同水準に保ちながら、一定の面積が確保できる物件を検討
施設の複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所、保健センター、土木事務所との複合化整備が可能か検討 ・名古屋中村税務署、名古屋西部県税事務所との複合化に向けた検討
市民の利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・「立地条件」や「施設の複合化」にあわせて、市民の利便性確保について検討
経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のささしま市税事務所の賃借料等と比較し、経費の削減が可能か検討
民間活力活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・経費等の面から優位な整備手法や民間施設の導入可能性について検討
防 災 機 能 保 護	<ul style="list-style-type: none"> ・学校跡地であることを踏まえ、地域にとって必要な防災機能の確保について、施設の配置・ボリュームとあわせて検討

19 市税事務所及び出張所の賃借料等

(単位：千円)

区 分	月 額 賃 借 料 等
栄 市 税 事 務 所	13,012
上 社 出 張 所	1,263
さ さ し ま 市 税 事 務 所	10,594
東 海 通 出 張 所	2,244
金 山 市 税 事 務 所	10,843
野 並 出 張 所	1,097
合 計	39,053

(注) 月額賃借料等には、共益費を含む。

20 公契約条例の他自治体の状況

区 分	制定時期	労働環境を確認する対象契約		賃 金 下 限 額 設 定
		種 別	予 定 価 格	
川 崎 市	平成22年12月	工事請負	6億円以上	有
		業務委託	1千万円以上	
相 模 原 市	平成23年12月	工事請負	1億円以上	有
		業務委託	5百万円以上	
京 都 市	平成27年10月	工事請負	5千万円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
豊 橋 市	平成27年12月	工事請負	1億5千万円以上	有
		業務委託	1千万円以上	
愛 知 県	平成28年3月	工事請負	6億円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
碧 南 市	平成29年3月	工事請負	5千万円以上	無
		業務委託	1千万円以上	
尾 張 旭 市	平成29年12月	(今後要綱等で決定予定)		無

- (注) 1 政令指定都市及び愛知県内自治体の状況について掲げた。
 2 賃金下限額設定が「有」の場合、工事請負契約については公共工事設計労務単価を、業務委託契約については地域別最低賃金を参考に賃金下限額を設定している。

21 工事請負契約における1者入札の状況の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1者入札件数	146件	129件	127件
1者入札における平均落札率	95.4%	95.1%	94.3%

- (注) 1 財政局契約部所管分について掲げた。
 2 平成29年度は、平成30年2月開札分までの速報値である。

22 談合等が認定された事業者等への対応

(1) 指名停止措置

概	要	本市契約に関するもの	本市契約以外のもの
		6か月 又は 12か月	2か月 又は 3か月
談合等（独占禁止法違反等）により公正取引委員会から排除措置命令を受けた事業者等に対し指名停止措置を行う。			

(注) 課徴金減免制度の適用や過去の指名停止措置状況等により、指名停止期間が短縮又は加重される場合がある。

(2) 賠償金請求

概	要	賠償金の請求額
		契約金額の20%
本市契約の相手方が、当該契約について、談合等（独占禁止法違反等）により公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合等に、賠償金の請求を行う。		

(3) 指名停止等の件数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指名停止措置	5件	6件	0件
賠償金請求	0件	0件	1件

(注) 平成29年度は、平成30年2月末までの速報値である。